

令和3年度

神奈川県行政書士会緑支部 定時総会 議案書

日時：令和3年5月15日（土）午後2時30分～午後3時30分

（受付：午後2時20分～午後2時30分）

場所：ハウスクエア横浜 住まいの情報館4階 セミナールームA

神奈川県行政書士会緑支部

**※当日は、この議案書をご持参下さい。**

**令和3年度  
神奈川県行政書士会緑支部 定時総会 次第**

1. 開会のことば
2. 支部長挨拶
3. 出席報告
4. 議長の選出
5. 書記及び議事録署名人の選出
6. 議事
  - 第1号議案 令和2年度事業報告承認の件
  - 第2号議案 (1) 令和2年度収支決算報告承認の件  
(2) 監査報告
  - 第3号議案 令和3年度事業計画案承認の件
  - 第4号議案 令和3年度収支予算案承認の件
  - 第5号議案 神奈川県行政書士会緑支部規則の一部改正案承認の件
  - 第6号議案 神奈川県行政書士会緑支部業務組織に関する細則の一部改正案承認の件
  - 第7号議案 神奈川県行政書士会緑支部役員等選出細則の一部改正案承認の件
  - 第8号議案 役員を選出
7. 閉会のことば

## 第1号議案

### 令和2年度事業報告承認の件 令和2年度事業報告

支部総会	<p>(1) 定時総会の開催 (5月23日) 会場：ハウスクエア横浜 住まいの情報館4階 セミナールームA 会員総数：206名 出席会員数136名 (内委任状125名)</p>
役員会	<p>(1) 役員会の開催 (5回開催) ① 6月20日 ② 8月6日 ③ 10月1日 ④ 12月1日 ⑤ 3月11日 (2) 監査の実施 ① 4月8日</p>
総務部	<p>(1) 総会資料の発送作業 (2) 支部案内文の郵送 (3) 総務部会の開催 (8月27日)</p>
経理部	<p>(1) 予算、決算管理 (2) 支部会費の徴収管理事務 (3) 出納業務 ① 会員ごとの立替金・日当等の精算、精算帳票作成・送付 ② 三区暴力団排除推進協議会への会費支払い ③ 本会への助成金等申請及び受領</p>
研修部	<p>(1) 研修会の開催 ① 8月29日 (会場実施/男女共同参画センター横浜北) 9月5日～9月11日 (動画配信) 「行政書士による補助金支援業務について」 参加人数：会場実施14人・動画配信17人 計31人 ② 10月3日 (会場実施/都筑公会堂 第1会議室) 10月10日～10月18日 (動画配信) 「行政書士による相続業務について」 参加人数：会場実施14人・動画配信18人 計32人 ③ 12月5日 (会場実施/ハウスクエア横浜 セミナールームB) 12月14日～12月21日 (動画配信) 「建設業関連業務を中心とした事務所経営へのお誘い」 参加人数：会場実施16人・動画配信16人 計32人 ④ 2月1日～2月15日 (動画配信) 「ペットについて考えること～相続やペット相談対応 (実例を交えて)」 参加人数：動画配信19人 ※本研修会開催にあたり会場実施の準備も進めておりましたが、 緊急事態宣言の発令により、会場実施を中止し動画配信のみの 研修となりました。 ⑤ 3月15日～3月31日 (動画配信) 「家族信託の手続きの進め方」 参加人数：動画配信29人</p>

	<p>※本研修会開催にあたり会場実施の準備も進めておりましたが、緊急事態宣言の発令により、会場実施を中止し動画配信のみの研修となりました。</p>
相談部	<p>(1) 令和2年10月13日 区役所相談員研修会 (ZOOM)</p> <p>(2) 街頭無料相談会 区民まつりは緑・青葉・都筑の3区ともコロナ禍により中止</p> <p>(3) 令和2年7月～令和3年3月 区役所無料相談 ※4月～6月はコロナ禍により休止</p> <p>① 緑区役所 第1水曜日 9回開催 相談数9件</p> <p>② 青葉区役所 第2木曜日 5回開催 相談数8件</p> <p>③ 都筑区役所 第1・3金曜日 17回開催 相談数38件</p> <p>◎ 3区役所合計55件</p> <p>(4) 新型コロナウイルス関連支援相談 令和2年6月～8月 緑支部担当相談件数22件</p> <p>(5) 特別弔慰金請求受付事務相談 令和2年7月～令和3年3月</p> <p>① 緑区役所 令和2年7月～11月 11回 相談件数5件</p> <p>② 青葉区役所 令和2年7月～令和3年3月 18回 相談件数7件</p> <p>③ 都筑区役所 令和2年7月～令和2年12月 24回 相談件数6件</p>
広報部	<p>(1) 支部ホームページ・支部SNS等</p> <p>① 支部HP、新規コンテンツ、お知らせ、会員名簿等、追加・修正。</p> <p>② 支部Facebook、支部Twitter等、支部関連記事掲載。</p> <p>③ 支部ZOOMアカウント開設、運用 (ZOOMによる支部研修配信等)。</p> <p>④ YouTube動画 (支部研修等) 編集、アップロード、分析。</p> <p>(2) 支部地域への広報活動</p> <p>① Facebook、Twitter、による区役所無料相談会の告知掲載。</p> <p>② 新型コロナウイルス関連無料電話相談について、Facebook、Twitter、GoogleによるSNS広告掲載。</p> <p>※各区の区民まつりはコロナ禍により中止</p> <p>(3) その他 本会広報誌「行政書士かながわ」への投稿を通じ、広報部員全員で支部活動を随時広報した。</p>
厚生部	<p>(1) 支部会員懇親会 → コロナ禍のため不開催</p> <p>(2) 新年賀詞交歓会 → コロナ禍のため不開催</p> <p>(3) 支部会員厚生活動</p> <p>① 支部新入会員向け懇親会 日時：10月9日 参加人数：9名 会場：青葉台GRATIA</p> <p>(4) 研修会後懇親会 → コロナ禍のため不開催</p>
その他	<p>(1) 支部規則細則改正ワーキング・グループの開催 (12月21日)</p> <p>(2) 選挙管理委員会の開催 (3月19日)</p>

第2号議案

令和2年度 収支決算報告承認の件

令和2年度 収支決算報告  
自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日

収入の部

科目	予算額	決算額	差額	摘要
支部交付金	1,512,000	1,511,410	△590	
支部会費	1,260,000	1,199,000	△61,000	
支部助成金	1,174,600	443,500	△731,100	特別弔慰金請求受付相談員の助成金ゼロ(注1)
支部会員厚生活動費	565,000	0	△565,000	研修後懇親会・賀詞交歓会等中止
預金利息	300	31	△269	
雑収入	20,000	0	△20,000	
当期収入合計	4,531,900	3,153,941	△1,377,959	
前年度繰越金	3,584,238	3,584,238	0	
合計	8,116,138	6,738,179	△1,377,959	

(注1)事業は行ったが相談員へ本会から直接の支払い

支出の部

単位:円

科目	予算額	決算額	差額	摘要
支部総会	(260,060)	(208,976)	(△51,084)	
会場費	26,200	26,620	420	会場費21,120円、マイク等音響設備代5,500円
資料印刷・発送代行	168,000	116,575	△51,425	
ハガキ代	26,460	25,956	△504	
通信費	29,400	28,840	△560	
雑費	10,000	10,985	985	体温計、ハンドジェル等コロナ対策用品購入
役員会	(294,000)	(93,000)	(△201,000)	
会場費	12,000	1,500	△10,500	6・8・10・12・3月に開催
日当	252,000	91,500	△160,500	6・8・10・12・3月に開催
雑費	30,000	0	△30,000	
役員報酬	(310,000)	(310,000)	(0)	
支部長	50,000	50,000	0	
副支部長・幹事・会計幹事・監事	260,000	260,000	0	現役員(副支部長・幹事・監事13名)
総務部	(291,000)	(75,209)	(△215,791)	
郵便代・印刷代他	42,000	26,117	△15,883	
支部封筒印刷代	10,000	6,172	△3,828	
<総務部会>日当	30,000	7,500	△22,500	
<総務部会>会場費	4,000	420	△3,580	
<総務部会>雑費	10,000	0	△10,000	
暴力団排除推進協議会年会費(3団体)	35,000	35,000	0	
会員慶弔見舞金	100,000	0	△100,000	
他団体総会等祝	50,000	0	△50,000	
雑費	10,000	0	△10,000	
経理部	(101,000)	(44,560)	(△56,440)	
<経理部会>精算業務(年6回)	18,000	21,000	3,000	支部長等精査を減らした分、7回開催
<経理部会>支部長等精査(年6回)	36,000	12,000	△24,000	2回開催
<経理部会>会場費	12,000	0	△12,000	
支部会費関連業務	3,000	1,500	△1,500	
監査業務(年2回)	12,000	7,500	△4,500	コロナ禍のため中間監査実施せず
雑費	20,000	2,560	△17,440	
研修部	(400,000)	(237,837)	(△162,163)	
<研修部会>日当	30,000	21,000	△9,000	
<研修部会>会場費	5,000	2,300	△2,700	
<研修会開催>会場費	75,000	35,580	△39,420	
<研修会開催>資料代	75,000	28,957	△46,043	
<研修会開催>講師代	150,000	150,000	0	
<雑費等>雑費	35,000	0	△35,000	
<雑費等>講師打合せ諸経費	30,000	0	△30,000	
相談部	(1,334,100)	(248,820)	(△1,085,280)	
<相談員研修連絡会議>会場費	2,000	0	△2,000	1回開催
<相談員研修連絡会議>資料代	6,000	0	△6,000	1回開催
<相談員研修連絡会議>講師代	40,000	30,000	△10,000	1回開催 ※リモートにて開催
<相談員研修連絡会議>雑費	10,000	4,500	△5,500	
<街頭無料相談会>会場費	49,000	0	△49,000	新型コロナウイルスの影響で中止
<街頭無料相談会>日当	120,000	0	△120,000	新型コロナウイルスの影響で中止
<街頭無料相談会>雑費	30,000	0	△30,000	
<区役所無料相談会>相談員日当	225,000	155,000	△70,000	4~6月コロナ禍により中止
<区役所無料相談会>相談員補日当	67,500	0	△67,500	新型コロナウイルスの影響により相談員補の同席中止
<相談部会>日当	27,000	12,000	△15,000	
<相談部会>会場費	6,000	0	△6,000	
<相談部会>雑費	20,000	5,320	△14,680	
<特別弔慰金請求受付事務相談員>日当	653,600	0	△653,600	事業は行ったが相談員へ本会から直接支払い
<行政相談員支援費>日当	36,000	36,000	0	
<行政相談員支援費>年会費	6,000	6,000	0	
運輸支局期末相談員日当	36,000	0	△36,000	新型コロナウイルスの影響で中止
広報部	(1,015,640)	(405,925)	(△609,715)	
<HP維持管理>新規コンテンツの実装	48,400	48,400	0	
<HP維持管理>支部HPその他の追加・変更	44,000	44,000	0	

<HP維持管理>既存の更新・年間保守	92,400	92,400	0	
<HP維持管理>サーバードメイン継続	55,540	52,624	△2,916	
<HP維持管理>WEB会議システム調査導入	120,000	19,800	△100,200	
<HP維持管理>雑費	5,000	3,124	△1,876	
<地域広報活動費>広報用配布物	217,000	0	△217,000	
<地域広報活動費>各区民まつり出展	65,000	0	△65,000	新型コロナウイルスの影響で中止
<地域広報活動費>WEB・SNS広告費	218,800	76,643	△142,157	
<地域広報活動費>備品	46,500	0	△46,500	
<地域広報活動費>雑費	10,000	0	△10,000	
<広報部会>日当	78,000	66,000	△12,000	
<広報部会>会議費(会場費)	5,000	180	△4,820	
<広報部会>雑費	10,000	2,754	△7,246	
厚生部	(44,000)	(7,500)	(△36,500)	
<厚生部会>日当	30,000	7,500	△22,500	
<厚生部会>会場費	4,000	0	△4,000	
<厚生部会>雑費	10,000	0	△10,000	
選挙管理委員会	(68,000)	(4,500)	(△63,500)	
<選管活動費>役員選出・選挙管理費	44,000	0	△44,000	
<選管活動費>日当	12,000	4,500	△7,500	
<選管活動費>会場費	2,000	0	△2,000	
<選管活動費>雑費	10,000	0	△10,000	
役員選考委員会	(22,000)	(0)	(△22,000)	
日当	15,000	0	△15,000	
会場費	2,000	0	△2,000	
雑費	5,000	0	△5,000	
ワーキンググループ	(74,000)	(9,800)	(△64,200)	
日当	60,000	9,000	△51,000	
会場費	4,000	800	△3,200	
雑費	10,000	0	△10,000	
厚生活動	(1,995,000)	(61,321)	(△1,933,679)	
定時総会後懇親会	400,000	0	△400,000	
賀詞交歓会	855,000	23,071	△831,929	賀詞交歓会中止案内通信費
厚生活動費	320,000	38,250	△281,750	
研修後懇親会	400,000	0	△400,000	
雑費	20,000	0	△20,000	
雑費	80,000	6,770	△73,230	
予備費	943,320	66,000	△877,320	コロナ相談員日当
当期支出合計	7,232,120	1,780,218	△5,451,902	
次年度繰越金	884,018	4,957,961		
合計	8,116,138	6,738,179		

		単位:円
令和2年度	前年度繰越金	3,584,238
	当期収入合計	3,153,941
	当期支出合計	△1,780,218
	次期繰越額	4,957,961

		単位:円
現金預金残高	ゆうちょ貯金口座	5,765,433
	ゆうちょ振替口座	500
	現金	0
	未払金	△807,972 (R3.4/5に振替)
	合計	4,957,961

未払金内訳

科目	期末現在高	摘要
日当	265,500	役員会、各部、WG、延べ 25名分
区役所相談員日当	155,000	相談員11名
コロナ相談員日当	66,000	相談員14名
HP維持管理	2,992	ホームページドメイン代、支部長立替
相談部立替金	5,180	郵送料
役員報酬	310,000	現役員(支部長1名、副支部長・幹事・監事13名)
雑費	3,300	振替手数料100円×33名分
合計	807,972	

## 監査報告書

神奈川県行政書士会緑支部規則第39条第1項の規定に基づき、令和2年度の監査結果を次のとおり報告します。

### 記

令和3年4月9日、行政書士島村洋樹事務所に於いて駒井支部長、小嶋経理部長の立ち会いのもと、令和2年度（自令和2年4月1日～至令和3年3月31日）の事業執行状況及び財産の状況について、事業報告書、会計帳簿及び各部会議事録を精査・聴取する方法で監査した。結果、いずれも正確かつ適正に処理、記載されていると認められます。

令和3年4月9日

神奈川県行政書士会緑支部

監事

島村洋樹



### 第3号議案

## 令和3年度事業計画案承認の件

### 令和3度 運営基本方針（案）

前年度から引き続き、「地元で緑支部を知ってもらおうから、地元で貢献できる団体へ」を運営基本方針として、支部活動を展開いたします。

コロナ禍ではありますが、この環境の中でも可能な限り、研修によって支部会員の研鑽を図り、厚生活動によって会員同士の交流を図ることにより、支部の活性化を図ります。

また、従来の区役所無料相談会に加え、昨年度より引き続き特別弔慰金請求受付相談員派遣の事業を行います。そして、コロナ禍が明けた暁には、街頭無料相談会も実施する予定です。こういった積極的な対外活動により、より地域へ貢献できるよう努めて参ります。

対内的には昨年度から引き続き、以下の活動を実施して参りますので、皆様の積極的なご参加を頂きたいと存じます。

1. 頑張っている会員の助けになる支部活動
2. ベテラン・若手共に参加したいと思える魅力ある支部活動

### 令和3年度 事業計画（案）

支部総会	(1) 定時総会 日時：令和3年5月15日 会場：ハウスクエア横浜住まいの情報館4階セミナールームA
役員会	(1) 役員会の開催（最大12回） (2) 監査の実施（最大2回）
総務部	(1) 定時総会への対応 (2) 支部会員名簿の整備 (3) 支部会員への対応、通知文等発信 (4) 慶弔見舞金の給付 (5) 暴力団排除推進協議会へ活動参加 (6) 上記（5）以外の渉外活動
経理部	(1) 予算、決算管理 (2) 支部会費の徴収管理事務 (3) 出納業務
研修部	(1) 研修会（5回）の開催
相談部	(1) 令和3年4月～令和4年3月 区役所無料相談会の開催 緑区役所11回 青葉区役所11回 都筑区役所23回 (2) 街頭無料相談会の開催 (3) 第12回特別弔慰金請求受付への相談員派遣



	<p>青葉区役所 12 回 都筑区役所 12 回</p> <p>(4) 区役所相談員・相談員補研修、連絡会及び勉強会</p> <p>(5) 行政相談員事業の支援</p> <p>(6) 神奈川県運輸支局年度末相談会の開催</p>
広報部	<p>(1) WEBシステム等維持管理</p> <p>① 支部ホームページの機能の追加・修正</p> <p>② 支部ホームページ・メーリングリスト等の維持・管理</p> <p>(2) 地域広報活動</p> <p>① 各区民まつりへの出展</p> <p>② 各区役所等への支部オリジナルチラシ・パンフレットの配布</p> <p>③ SNS を使用しての支部活動の広報</p> <p>(3) その他</p> <p>① 本会広報誌「行政書士かながわ」への記事の投稿</p>
厚生部	<p>(1) 支部会員懇親会</p> <p>(2) 新年賀詞交歓会</p> <p>(3) 支部会員厚生活動</p> <p>(4) 研修会后懇親会</p>
その他	<p>(1) ワーキング・グループの開催</p>

第4号議案

令和3年度収支予算案承認の件

令和3年度予算案  
自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日

収入の部

科 目	令和3年度 予算額(円)	前年度 予算額(円)	摘 要
支部交付金	1,512,000	1,512,000	@7,200円×210人
支部会費	1,260,000	1,260,000	@6,000円×210人
支部助成金	544,000	1,174,600	研修会、相談会、暴排協、運輸支局相談会
厚生活動支部収入	521,000	565,000	賀詞交歓会支部会員・来賓、厚生活動
預貯金利息	100	300	
雑収入	20,000	20,000	
小計	3,857,100	4,531,900	
前年度繰越金	4,957,961	3,824,746	
合計	8,815,061	8,356,646	

支出の部

科 目	令和3年度 予算額(円)	前年度 予算額(円)	摘 要
支部総会費	274,280	260,060	日当、会場費
役員会費用	318,000	294,000	日当、会場費
役員報酬	410,000	310,000	@50,000円×1人+@20,000円×18人
総務部活動費	572,000	291,000	郵送費(必須分)、暴排協会費、慶弔見舞金、備品購入費
経理部活動費	170,000	101,000	経理業務・精算業務
研修部活動費	475,000	400,000	講師代・研修会会場費・資料印刷代・日当
相談部活動費	666,400	1,334,100	相談員日当・相談員研修会・街頭無料相談会チラシ代
広報部活動費	942,540	1,015,640	WEBシステム維持管理、広告費
厚生部活動費	102,000	44,000	日当、会場費
選挙管理委員会活動費	74,200	68,000	日当、会場費
役員選考委員会活動費	34,000	22,000	日当、会場費
ワーキンググループ活動費	112,000	74,000	日当、会場費
厚生活動費	1,915,000	1,995,000	支部会員懇親会・新年賀詞交歓会・支部会員厚生活動
雑費	80,000	80,000	
予備費	921,813	943,320	
小計	7,067,233	7,232,120	
繰越予定金	1,747,828	884,018	
合計	8,815,061	8,116,138	

## 第5号議案

### 神奈川県行政書士会緑支部規則の一部改正案承認の件

#### 【改正主旨】

1. 幹事を増員と支部理事候補者、補欠支部理事候補者を支部の役員として規定し、支部の運営を強化する。
2. 定時支部総会を延期するときの規定を設け、非常時に対応する。
3. 非常時における総会の書面決議の規定を設け、支部会員の議決権行使の機会を確保する。
4. 文言の修正を行う。

#### －新旧対照表－

※下線部分が改正部分

改 定 案	現 行																				
<p>(支部の役員の配置)</p> <p><b>第 8 条</b> 本支部に、次の支部の役員（以下「役員」という。）を置く。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>支 部 長</td> <td>1 名</td> </tr> <tr> <td>副支部長</td> <td>2 名以内</td> </tr> <tr> <td>幹 事</td> <td><u>1 2 名以内</u></td> </tr> <tr> <td>会計幹事</td> <td>2 名以内</td> </tr> <tr> <td>監 事</td> <td>2 名以内</td> </tr> </table>	支 部 長	1 名	副支部長	2 名以内	幹 事	<u>1 2 名以内</u>	会計幹事	2 名以内	監 事	2 名以内	<p>(支部の役員の配置)</p> <p><b>第 8 条</b> 本支部に、次の支部の役員（以下「役員」という。）を置く。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>支 部 長</td> <td>1 名</td> </tr> <tr> <td>副支部長</td> <td>2 名以内</td> </tr> <tr> <td>幹 事</td> <td><u>8 名以内</u></td> </tr> <tr> <td>会計幹事</td> <td>2 名以内</td> </tr> <tr> <td>監 事</td> <td>2 名以内</td> </tr> </table>	支 部 長	1 名	副支部長	2 名以内	幹 事	<u>8 名以内</u>	会計幹事	2 名以内	監 事	2 名以内
支 部 長	1 名																				
副支部長	2 名以内																				
幹 事	<u>1 2 名以内</u>																				
会計幹事	2 名以内																				
監 事	2 名以内																				
支 部 長	1 名																				
副支部長	2 名以内																				
幹 事	<u>8 名以内</u>																				
会計幹事	2 名以内																				
監 事	2 名以内																				
<p><u>(役員、支部推薦理事・補欠支部推薦理事の選任)</u></p> <p><b>第 1 1 条</b> 役員並びに神奈川県行政書士会役員等選出規則の規定による支部推薦理事候補者及び補欠支部推薦理事候補者は、個人会員のうちから支部総会の議決によって選任する。</p> <p>2 支部長、支部推薦理事候補者及び補欠支部推薦理事候補者の選出、その他役員（副支部長、幹事、会計幹事、監事）の選出の手続きについては、神奈川県行政書士会緑支部役員等選出細則で定める。</p> <p><u>3 第 1 項により選任された支部推薦理事候補者及び補欠支部推薦理事候補者は、第 8 条に定めた役員を兼務する。</u></p> <p><u>ただし、支部長に選任された支部推薦理事候補者、補欠支部推薦理事候補者は、前条の規定により監事を兼務することはできない。</u></p>	<p><u>(役員・支部推薦理事の選任)</u></p> <p><b>第 1 1 条</b> 役員並びに神奈川県行政書士会役員等選出規則の規定による支部推薦理事候補者及び補欠支部推薦理事候補者は、個人会員のうちから支部総会の議決によって選任する。</p> <p>2 支部長、支部推薦理事候補者及び補欠支部推薦理事候補者の選出、その他役員（副支部長、幹事、会計幹事、監事）の選出の手続きについては、神奈川県行政書士会緑支部役員等選出細則で定める。</p> <p>(新設)</p>																				
<p>(役員<span style="text-decoration: underline;">の任期</span>)</p>	<p>(役員<span style="text-decoration: underline;">の任期</span>)</p>																				

<p><b>第12条</b> 役員の任期は就任後の第2回目の定時支部総会終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第1項ただし書の規定にかかわらず、支部長である役員は、引き続き3期（各期における在任が就任後の第2回目の定時支部総会終結の時以前に終了する場合もこれを1期とする。）を越えて支部長として在任することができない。</p>	<p><b>第12条</b> 役員の任期は就任後の第2回目の定時支部総会終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第1項ただし書の規定にかかわらず、支部長である役員は、引き続き3期（各期における在任が就任後の第2回目の定時支部総会終結のとき以前に終了する場合もこれを1期とする。）を越えて支部長として在任することができない。</p>
<p><b>(支部総会の招集)</b></p> <p><b>第19条</b> 定時支部総会は毎会計年度終了後2箇月以内に支部長が招集する。<u>ただし、災害、行政命令等により定時支部総会が開催できない状況が生じた場合は、定時支部総会を会計年度終了後4箇月以内に支部長が招集する。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p><b>(支部総会の招集)</b></p> <p><b>第19条</b> 定時支部総会は毎会計年度終了後2箇月以内に支部長が招集する。</p> <p>2 (略)</p>
<p><b>(代理人による表決及び書面による議決権)</b></p> <p><b>第23条</b> 支部総会に出席することができない個人会員は、書面で他の個人会員に表決を委任することができる。</p> <p>2 <u>個人会員は、支部総会の会場の使用禁止や入場規制、支部総会の会場の変更による定員数の減少により個人会員の参集が制限される、もしくは望ましくない場合、または災害、行政命令等により個人会員の参集が困難な状況にある場合において、役員会が必要と認めたときは、支部総会において書面により議決権を行使することができる。この場合における書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、招集通知で定める時までに当該記載をした議決権行使書面を提出して行う。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定に基づき表決の委任をした者及び前項の規定に基づき書面により議決権を行使した者は、前条、次条及び第26条第2項の適用については、支部総会に出席したものとみなす。</u></p>	<p><b>(代理人による表決)</b></p> <p><b>第23条</b> 支部総会に出席することができない個人会員は、書面で他の個人会員に表決を委任することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>2 <u>前項の規定に基づき表決の委任をした者は、前条、次条及び第26条第2項の適用については、支部総会に出席したものとみなす。</u></p>
<p><b>附 則</b></p> <p>この規則は平成30年4月1日より<u>施行</u>する。</p>	<p><b>附 則</b></p> <p>この規則は平成30年4月1日より<u>改定施行</u>する。</p>

附 則 この規則は令和2年5月23日より <u>施行</u> する	附 則 この規則は令和2年5月23日から改定 <u>施行</u> する。
附 則 この規則は令和3年5月15日より <u>施行</u> する。	(新設)

## 第6号議案

### 神奈川県行政書士会緑支部業務組織に関する細則の一部改正案承認の件

#### 【改正主旨】

各業務部に副部長、ワーキンググループに副座長を置けるようにし、業務部・ワーキンググループを強化できるようにする。

#### －新旧対照表－

※下線部分が改正部分

改 定 案	現 行
<p>(業務組織)</p> <p><b>第2条</b> 本支部規則第16条第1項に定める業務組織は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 厚生部</li> <li>二 研修部</li> <li>三 相談部</li> <li>四 広報部</li> <li>五 総務部</li> </ul> <p>2 (略)</p> <p>3 各部に部長、ワーキンググループに座長を置くものとし、部長ならびに座長は本支部役員(監事を除く。)の中より本支部支部長の指名により選任されるものとする。<u>また、本支部支部長が必要と認めるときは、各部に副部長、ワーキンググループに副座長を置くことができる。</u></p> <p>なお、一人の本支部役員が複数の部長と座長を兼務することを妨げない。</p>	<p>(業務組織)</p> <p><b>第2条</b> 本支部規則第16条第1項に定める業務組織は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 厚生部</li> <li>二 研修部</li> <li>三 相談部</li> <li>四 広報部</li> <li>五 総務部</li> </ul> <p>2 (略)</p> <p>3 各部に部長、ワーキンググループに座長を置くものとし、<u>部長</u>ならびに座長は本支部役員(監事を除く。)の中より本支部支部長の指名により選任されるものとする。</p> <p>なお、一人の本支部役員が複数の部長または座長を兼務することを妨げない。</p>
附 則 この細則は、令和3年5月〇日から <u>施行</u> する。	(新設)

## 第7号議案

### 神奈川県行政書士会緑支部役員等選出細則の一部改正案承認の件

#### 【改正主旨】

1. 選挙の公示、立候補届の期間を前倒し、立候補者の氏名を支部会員に周知できる期間を長く取れるようにする。
2. 投票所、投票日、投票時間に関する規定を明確にする。
3. 選挙が延期された場合の規定を設ける。
4. 文言を修正する。

#### －新旧対照表－

※下線部分が改正部分

改 定 案	現 行
<p>(選挙権者)</p> <p><b>第3条</b> 選挙権を行使することのできる者は、<u>選挙が行なわれる期日に投票所にて投票できる</u>神奈川県行政書士会会則施行規則第16条(4)に規定している緑支部の支部個人会員とする。</p>	<p>(選挙権者)</p> <p><b>第3条</b> 選挙権を行使することのできる者は、<u>選挙が行なわれる総会に現に出席している</u>神奈川県行政書士会会則施行規則第16条(4)に規定している緑支部の支部個人会員とする。</p>
<p>(選挙の告示)</p> <p><b>第11条</b> 選挙管理委員会は、<u>投票日の49日前までに、次の事項を会員に通知しなければならない。但し、災害等に投票日に投票ができず中止した場合は、選挙管理委員会は、投票日、投票時間、投票の場所を新たに定め、新たに定めた投票日の14日前までに投票日、投票時間、投票の場所を通知する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 <u>投票日及び投票時間に関する事項</u></li> <li>二 <u>投票所に関する事項</u></li> <li>三 <u>立候補届出の期間及び立候補に関する事項</u></li> <li>四 <u>立候補辞退の届出期限に関する事項</u></li> <li>五 <u>その他必要な事項</u></li> </ul>	<p>(選挙の告示)</p> <p><b>第11条</b> 選挙管理委員会は、<u>総会開催日の35日前までに、</u></p> <p>次の事項を会員に通知しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 <u>選挙期日及びその場所に関する事項</u> (新設)</li> <li>二 <u>立候補届出の期間及び立候補に関する事項</u> (新設)</li> <li>三 <u>その他必要な事項</u></li> </ul>
<p>(立候補の届出)</p> <p><b>第12条</b> 支部長の候補者になろうとする者は、<u>投票日の35日前までに</u>所定の支部長立候補届及び5名分の推薦状を選挙管理委員会に同時に提出する方法により、立候補の届出をしなければならない。</p> <p>2 支部推薦理事候補者になろうとする者は、<u>投票日の35日前までに</u>所定の支部推薦理事立候補</p>	<p>(立候補の届出)</p> <p><b>第12条</b> 支部長の候補者になろうとする者は、<u>総会開催日の21日前までに</u>支部長立候補届及び5名分の推薦状を選挙管理委員会に同時に提出する方法により、立候補の届出をしなければならない。</p> <p>2 支部推薦理事候補者になろうとする者は、<u>総会開催日の21日前までに</u>支部推薦理事立候補</p>

<p>補届を選挙管理委員会に提出する方法により、立候補の届出をしなければならない。また、<u>支部推薦理事候補者になろうとする者は、支部個人会員のうちから補欠支部推薦理事候補者1名を指名し、その氏名の記載と補欠支部推薦理事候補者の職印を押印して支部推薦理事立候補者届を提出しなければならない。</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>届を選挙管理委員会に提出する方法により、立候補の届出をしなければならない。また、<u>支部推薦理事候補者になろうとする者は、支部個人会員のうちから補欠支部推薦理事候補者1名を指名し、その氏名を支部推薦理事立候補者届に記載しなければならない。</u></p> <p>3 (略)</p>
<p>(立候補者の所信表明)</p> <p>第14条 立候補者の所信表明は、<u>支部総会の場または選挙管理委員会が定めた方法にて行うものとする。</u></p>	<p>(立候補者の所信表明)</p> <p>第14条 立候補者の所信表明は、<u>総会の場または選挙管理委員会が定めた方法にて行うものとする。</u></p>
<p>(立候補辞退の届出)</p> <p>第15条 候補者が立候補を辞退しようとするときは、<u>投票日の21日前までに所定の立候補辞退届を選挙管理委員会に提出する方法により、立候補辞退の届出をしなければならない。</u></p> <p><u>支部推薦理事候補者に立候補した者が立候補辞退届を提出した場合は、指名した補欠支部推薦理事候補者も辞退したものとみなす。</u></p> <p>2 <u>投票日が第11条但し書により、投票日が延期された場合は、第1項の規定は適用しない。</u></p>	<p>(立候補辞退の届出)</p> <p>第15条 候補者が立候補を辞退しようとするときは、<u>総会開催日の開催時間までに立候補辞退届を選挙管理委員会に提出する方法により、立候補辞退の届出をしなければならない。</u></p> <p>2 <u>総会開始後に選挙管理委員会が認めたときは、立候補辞退届の提出をなくして辞退をすることができる。</u></p>
<p>(選挙の方法)</p> <p>第16条 選挙は投票の方法により行う。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>投票を支部総会の議場にて実施する場合は、議長は選挙を行う旨を宣言した後に、選挙管理委員会にて選挙事務を行う。</u></p>	<p>(選挙の方法)</p> <p>第16条 選挙は投票の方法により行う。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>投票に先立ち議長は選挙を行う旨を宣言した後に、選挙管理委員会に選挙事務をつかさどらしめる。</u></p>
<p>(投票日、投票時間及び投票所)</p> <p>第17条 <u>投票日は、支部総会の開催日とする。</u></p> <p>2 <u>投票時間は、支部総会における役員の改選の議案中とする。</u></p> <p>3 <u>投票所は、支部総会の議場に設ける。</u></p> <p>4 <u>支部総会の会場に投票所を設けることに支障があるときは、選挙管理委員会と役員会が協議し、投票日、投票時間、投票所を別途定めることができる。但し、投票日(3日間以内とする。)、投票時間は、支部総会の開催日の7日前から支部総会開催時刻の1時間前までの間で定める。</u></p>	<p>(投票所)</p> <p>第17条 <u>投票所は、総会の議場内に設けなければならない。</u></p> <p>(新設)</p>

<p>(開票)</p> <p><b>第21条</b> 開票は<u>支部総会</u>の議場内で<u>選挙管理委員会</u>が、3人の立会人で行う。立会人は選挙管理委員長の指名によるものとする。</p>	<p>(開票)</p> <p><b>第21条</b> 開票は<u>総会</u>の議場内で<u>委員会</u>が、3人の立会人で行う。立会人は選挙管理委員長の指名によるものとする。</p>
<p>(当選者の確定)</p> <p><b>第22条</b> 当選者の確定は有効投票者の過半数以上でなければならない。</p> <p>2 選挙の結果、各候補者の得票数が前項に定める数に達しなかった場合には、得票数の多い者2人によって更に選挙を行うものとする。<u>その場で、再選挙が実施できない場合は、1箇月以内に、得票数の多い者2人による再選挙の告示を行い、2箇月以内に再選挙を実施する。</u></p> <p>3 立候補者が1名の場合は無投票当選として、その者が当選者として確定する。</p>	<p>(当選者の確定)</p> <p><b>第22条</b> 当選者の確定は有効投票者の過半数以上でなければならない。</p> <p>2 選挙の結果、各候補者の得票数が前項に定める数に達しなかった場合には、得票数の多い者2人によって更に選挙を行うものとする。</p> <p>3 立候補者が1名の場合は無投票当選として、その者が当選者として確定する。</p>
<p>(開票の結果の報告)</p> <p><b>第23条</b> 当選者が確定したときは、<u>選挙管理委員長</u>は、次の事項を報告しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 (略)</li> <li>二 (略)</li> <li>三 (略)</li> <li>四 (略)</li> <li>五 (略)</li> </ul>	<p>(開票の結果の報告)</p> <p><b>第23条</b> 当選者が確定したときは、<u>選挙管理委員長</u>は<u>総会の議場</u>において、次の事項を報告しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 (略)</li> <li>二 (略)</li> <li>三 (略)</li> <li>四 (略)</li> <li>五 (略)</li> </ul>
<p>(役員選考委員会の職務)</p> <p><b>第27条</b> 役員選考委員会は、<u>支部総会開催日の20日前から支部総会開催日当日までの間に開催し、</u>選考した候補者名簿を<u>支部総会当日に議長に提出し</u>なければならない。</p>	<p>(役員選考委員会の職務)</p> <p><b>第27条</b> 役員選考委員会は、<u>総会開催日の20日前から総会開催日当日までの間に開催し、</u>選考した候補者名簿を<u>総会当日議長に提出し</u>なければならない。</p>
<p>附 則</p> <p><u>この細則は、令和3年9月1日から施行する。</u></p>	<p>(新設)</p>



## 支部長立候補届

令和 年 月 日

神奈川県行政書士会緑支部  
選挙管理委員会  
委員長 殿

氏名

職印

私は、令和 年度神奈川県行政書士会緑支部定時総会における支部役員改選に際し、支部長として立候補します。

支部長立候補者氏名	
事務所所在地 電話番号 FAX番号等	
登録年月日	
会員番号（4桁）	

## 支部長立候補者推薦状

令和 年 月 日

神奈川県行政書士会緑支部  
選挙管理委員会  
委員長 殿

私たちは、令和 年度神奈川県行政書士会緑支部定時総会において、支部長立候補者として〇〇〇〇支部会員を推薦します。

推薦人	事務所所在地 氏 名 職印
推薦人	事務所所在地 氏 名 職印
推薦人	事務所所在地 氏 名 職印
推薦人	事務所所在地 氏 名 職印
推薦人	事務所所在地 氏 名 職印

## 支部推薦理事候補者立候補届

令和 年 月 日

神奈川県行政書士会緑支部  
選挙管理委員会  
委員長 殿

氏名

職印

私は、令和 年度神奈川県行政書士会緑支部定時総会における支部役員改選に際し、補欠支部推薦理事候補者として〇〇〇〇支部会員を指名し、支部推薦理事候補者として立候補します。

支部推薦理事候補者 立候補者氏名	
事務所所在地 電話番号 FAX番号等	
登録年月日	
会員番号（4桁）	

指名した補欠支部推薦理事 候補者氏名	職印
事務所所在地 電話番号 FAX番号等	
登録年月日	
会員番号（4桁）	

立候補辞退届

令和 年 月 日

神奈川県行政書士会緑支部  
選挙管理委員会  
委員長 殿

氏名

職印

私は、令和 年度神奈川県行政書士会緑支部定時総会における支部役員改選に際し、  
〇〇〇〇に立候補していましたが、一身上の都合により辞退します。

## 第8号議案

### 役員を選出

神奈川県行政書士会緑支部規則第11条に基づき、支部長1名、副支部長2名以内、幹事12名以内、会計幹事2名以内、監事2名以内及び支部推薦理事1名、補欠支部推薦理事1名を選出する。